

都市計画道路東久留米・志木線の整備に当たり、土地収用法に基づく手続を執ることについて

1 これまでの経緯

(1) 都市計画決定

- ア 当初 昭和35年 建設省告示第297号（S35.3.2）
- イ 最終変更 昭和61年 埼玉県告示第1482号（S61.11.1）
「東北二丁目～石神三丁目、幅員16～20m、延長約6,600m」

(2) 基本構想での位置付け

- ア 第3次新座市基本構想総合振興計画（H13～22年度）
「市の南北両端の各生活圏域を効果的に結ぶ都市計画道路の整備を推進する。」
前期・後期基本計画 「東久留米志木線 都県境（東久留米市）から水道道路まで（1,440m）の整備を推進する。」
- イ 第4次新座市基本構想総合振興計画（H23～32年度）
「緊急車両の円滑な通行等、市民の生命や財産を守る」ためにも東久留米志木線等の幹線道路の整備を推進する。
前期基本計画（H23～27年度） 特に力を入れて取り組む施策
「市域南北縦軸のネットワークの形成に向け、未整備区間約175mの整備を進める。」

(3) 事業認可

- 平成17年9月26日（埼玉県告示第1808号）
- ア 施行者の名称 新座市
- イ 都市計画事業の種類及び名称 新座都市計画道路事業3.4.8号東久留米・志木線
- ウ 事業施行期間 平成17年9月26日から平成21年3月31日まで
（2回の事業計画の変更により、現在の試行期間は平成30年3月31日まで）
- エ 事業地
 - i 収用の部分 埼玉県新座市堀ノ内三丁目、石神一丁目、三丁目及び四丁目地内
 - ii 使用の部分 なし

(4) 事業の進捗状況及び交渉経過

ア 進捗状況

	地番	面積 m ²	備考
未買収地①	1701-1 の一部外 3 筆 (石神一丁目)	912.75	農地 (1 名)
未買収地②	1702-2 の一部 (石神一丁目)	22.87	私道 (共有者 10 名)
全体面積 21,934.92 m² 用地取得率 95.7%		(残) 935.62	

イ 交渉経過

i 未買収地①

交渉開始時期	直近の交渉日	交渉回数
H15.5.12	H27.8.5	59

※交渉回数は、区画整理事業を視野に入れた交渉も含む。

※ 平成 15 年度～平成 24 年度・・・46 回

※ 平成 25 年度・・・1 回 (市長訪問)

※ 平成 26 年度・・・8 回 (市長面会 1 回含む)

※ 平成 27 年度・・・4 回 (8 月 5 日：庁内にて市長と面会)

ii 未買収地②

新座市分を除く私道共有地権者 9 名中 7 名から、分筆承諾書を受理している (外 1 名は他の人が承諾すれば、承諾する旨の回答を頂いている。)。したがって、交渉の対象は 1 名

交渉開始時期	直近の交渉日	交渉回数
H18.9.4	H27.8.21	10

2 土地収用法に基づく手続について

※ 参考：土地収用法第 1 条

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

(1) 収用の対象者

未買収地①の地権者 1 名及び未買収地②の私道の共有者 9 名 (新座市は除く。)

(2) 手続の流れ（別添参照）

ア 事業認定手続について

① 事業認定の告示日 **平成27年10月1日（木）**

土地収用法では収用の申請をする前段として、対象となる事業が土地を収用するに値する事業かどうかを判断し、告示をする手続が必要となるが、都市計画法に基づく都市計画事業については、この手続は行わず、**都市計画事業の認可又は承認の告示が事業認定の告示とみなされる**（都市計画法第70条）。

また、収用裁決の申請は事業認定の告示のあった日から1年以内に行う必要がある（土地収用法第39条）が、都市計画事業は1年以内に裁決申請をしなくても事業認定の告示の効果は失効せず、**1年を経過するごとに事業認定の告示があったものとみなされる**（都市計画法第71条）。

本事業の事業認可の告示日（平成17年9月26日）から積算すると、平成27年度は**10月1日（木）が事業認定の告示日**になる。

イ 裁決の申請までに行うこと

① 看板設置等の周知措置（土地収用法第28条の2）→市職員が行う。

収用しようとする土地の範囲や受け取ることができる補償について、また補償委金の支払請求権等の権利があること等を収用の対象者及び関係人（抵当権者等）に周知させる。

※ 周知方法

i パンフレットの作成 対象者及び関係人には個別配布するほか、公共施設に用意しておき、配布できるようにしておく。

ii 看板の設置 パンフレットの同様の内容を記載した看板を対象地付近に設置する。

② 立入調査（同法第35条）、裁決申請に必要な土地調書及び物件調書の作成（同法第36条）、裁決申請書の作成（同法第40条）、明渡裁決の申立て（同法第47条の3）→委託して行う（委託料は本議会で追加議案（補正第7号）に計上する予定）。

ウ 収用裁決手続について

① 申請書、申立書の受理（欠陥の補正等）（同法第41条）

② 公告、写しの縦覧（同法第42条）

③ 裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の嘱託登記（同法第45条の2）

- ④ 審理（同法第46条、第63条～第66条）
- ⑤ 権利取得裁決及び明渡裁決（同法第48条、第49条）

エ 裁決後の手続について

- ① 権利取得裁決に係る補償の払渡又は供託等（同法第95条）
- ② 明渡裁決に係る補償の払渡又は供託等（同法第97条）
- ③ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転（同法第102条）
- ④ 代執行（同法第102条の2）

オ 裁決後の争訟手段について

- ① 審査請求 収用委員会の裁決に不服がある場合（損失の補償についての不服を除く。）→国土交通大臣
- ② 当事者訴訟 裁決のうち損失の補償に関わる不服がある場合→市
- ③ 抗告訴訟 裁決のうち損失の補償以外に関わる不服がある場合（収用裁決及び明渡裁決取消訴訟、代執行の執行停止申立て等）→収用委員会